

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	室戸市

室戸市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 室戸市産業振興課
所 在 地 室戸市浮津 25 番地 1
電 話 番 号 0887-22-5119
F A X 番 号 0887-22-1120
メールアドレス mr-010900@city.muroto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、アナグマ、キジバト、ノウサギ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県室戸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	稲	15	144
シカ	稲	30	288
	野菜・山菜等	10	540
	果樹	25	150
サル	稲	40	384
	野菜・山菜等	10	540
	果樹	25	150
	いも類	15	486
ハクビシン	野菜・山菜等	15	22
	果樹	15	18
	いも類	10	4
カラス	飼料用作物	80	150
アナグマ	果樹	10	95
	いも類	10	323
キジバト	稲	0.1	1
ノウサギ	果樹	10	15

(2) 被害の傾向

被害数値について、令和6年度の被害面積は減少傾向にあるものの、被害金額は依然として高くなっている。特にサル、シカの被害が顕著となってきた。

イノシシによる被害は、3月～6月にタケノコの新芽食害が多く発生しているが、令和6年は被害報告も目撃情報も例年に比べ少なかった。

シカによる被害は、年間を通じて発生しており、4月～9月には水稻の田植え直後の苗稲の食害及び稲穂の食害が発生し、また年間を通して果樹や杉檜の皮の食害も多く発生している。

サルによる被害は、7月～10月に水稻への被害や、年間を通じて果樹、芋の被害が発生している。また、民家周辺においても目撃されるなど、出没範囲が住宅街に広がっている。

ハクビシンによる被害は、年間を通じて発生しており、野菜や果樹のほか、イモ類にも食害が発生している。

カラスによる被害は、2月頃に飼料用米の熟成作業への食害が発生している。

アナグマによる被害は、年間を通じて発生しており、果樹や芋類への被害が多く発生している。

ノウサギによる被害は、年間を通じて主に果樹苗や芽への被害が発生している。

キジバトによる被害は、年間を通じて水稻への被害が発生している。

カワウによる被害は、鮎やアメゴの放流時期である1月～3月頃に食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積(a)		
イノシシ	15	10
シカ	65	60
サル	90	85
ハクビシン	40	35
カラス	80	1
アナグマ	20	15
キジバト	0.1	0.1
ノウサギ	10	5
カワウ		
被害金額（千円）		
イノシシ	144	96
シカ	978	903
サル	1560	1473
ハクビシン	44	39
カラス	150	2
アナグマ	418	314
キジバト	1	1
ノウサギ	15	8
カワウ		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・狩猟免許を有する被害者は有害鳥獣捕獲許可を受け、また、有しない被害者は、芸東地区猟友会員に有害捕獲を依頼して、銃器、わな等による捕獲を実施。 ・サルの有害鳥獣捕獲報償金として1頭32,000円、シカの有害鳥獣捕獲報償金として1頭8,000円、ハクビシン及びアナグマの有害鳥獣捕獲報償金として1頭3,000円、ノウサギの有害駆除報償金として2,000円、キジバト及びカラスの有害鳥獣捕獲報償金として1羽1,000円を支払い。 ・カワウによる水産業被害が拡大しつつあるため令和7年度から報償金支払いの対象鳥獣にカワウを加えた。(1羽あたり3,000円) ・広報誌等による狩猟免許試験周知 ・有害鳥獣被害対策協議会を設置し、予察捕獲を実施。	・高齢化等による捕獲従事者が減少しているため新たな従事者の確保が必要。 ・捕獲技術の向上。 ・シカ肉の有効利用。 ・駆除個体の処理に対する負担軽減。
防護柵の設置等に関する取組	・各農家が補助金や独自で電気柵等防護柵を設置している。 ・一部集落では地域ぐるみで防護柵の広域的な設置に取り組んでいる。	・各個人が実施する防護柵は部分的な対策であり、隣地が被害を受けることも多いので、広域的な対策が理想である。ただし、助成制度を活用しても負担金等の問題があり、協力体制が整っていないことがある。

(5) 今後の取組方針

被害の軽減及び防止対策の取組について、猟友会、鳥獣保護員、農業協同組合、森林組合等と連携して有害鳥獣被害対策協議会を組織し取り組んできたところであるが、近年はサルが民家の近くまで頻繁に姿を見せるようになり、深刻な問題となっていることから、集落が実施する捕獲檻等の捕獲器材の導入を推進し、また市内3地域において導入した捕獲檻を中心に効果的に捕獲が進むように取り組んでいく。

他にも室戸市内の淡水漁業協同組合より被害報告や要望を受け、カワウを捕獲対象鳥獣として加えた。

今後についても、被害状況を考慮し、捕獲対象鳥獣の指定拡充についても検討していく。

また、狩猟免許取得の啓発により狩猟者の高齢化・担い手不足の解消を図る。鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲体制の確立を図り、捕獲活動や被害防止対策の指導を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

従来どおり芸東地区猟友会が被害者の依頼を受けて、銃器、わなでの捕獲を実施し、被害多発時期に有害鳥獣駆除予察班を設置し、効果的な捕獲を進め、捕獲檻を各地区に整備し、迅速で継続的な捕獲を推進する。

なお、鳥獣被害対策実施隊の体制等については、9の(3)のとおり。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ	芸東地区猟友会と連携し捕獲対策を進める。
	シカ	
	サル	
	ハクビシン	
	カラス	
	アナグマ	
	キジバト	
	ノウサギ	
	カワウ	
9	イノシシ	芸東地区猟友会と連携し捕獲対策を進める。
	シカ	
	サル	
	ハクビシン	
	カラス	
	アナグマ	
	キジバト	
	ノウサギ	
	カワウ	
10	イノシシ	芸東地区猟友会と連携し捕獲対策を進める。
	シカ	
	サル	
	ハクビシン	
	カラス	
	アナグマ	
	キジバト	
	ノウサギ	
	カワウ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・イノシシ 近年、本市ではイノシシによる被害報告は減少傾向にあるが、捕獲の手を緩めると再増加する可能性があるため、捕獲計画頭数を260頭とする。 (捕獲実績頭数 令和5年度235頭、令和6年度250頭)
・シカ 近年、本市ではシカによる被害報告が多く、農作物等に多大な被害を及ぼしている。被害の報告及び捕獲頭数は高い水準で継続しているため、捕獲計画頭数を2,100頭とする。 (捕獲実績頭数 令和5年度1,952頭、令和6年度1,832頭)
・サル 近年、本市ではサルが民家付近に多く出没し、農作物等に多大な被害を及ぼしている。又、住民による目撃情報も多く、実際の被害規模は捕獲頭数以上だと思われるため、捕獲計画頭数を300頭とする。 (捕獲実績頭数 令和5年度99頭、令和6年度197頭)
・ハクビシン 近年、本市ではハクビシンによる被害報告が増加している。今後についても同等程度の被害が予想されるため、捕獲頭数の多かった令和6年度を基準とし、捕獲計画頭数を300頭とする。 (捕獲実績頭数 令和5年度165頭、令和6年度296頭)
・カラス 近年、本市ではカラスによる被害が確認されており、果樹や野菜、稲穂の食害が発生している。捕獲従事者の高齢化等により捕獲羽数が減少し、大量の捕獲は見込みづらいが、依然として被害報告はあることから、捕獲計画羽数を30羽とする。 (捕獲実績羽数 令和5年度11羽、令和6年度13羽)
・アナグマ 近年、本市ではアナグマによる被害報告が一定数あり、今後についても同等の被害が予想されるため、捕獲計画頭数を100頭とする。 (捕獲実績頭数 令和5年度79頭、令和6年度96頭)
・キジバト 近年、本市ではキジバトによる被害が僅かながらあるため、捕獲計画羽数を20羽とする。 (捕獲実績羽数 令和5年度11羽、令和6年度1羽)
・ノウサギ 近年、本市ではノウサギによる果樹等への被害が発生しているため、捕獲計画頭数を50頭とする。 (捕獲実績頭数 令和5年度51頭、令和6年度34頭)

・カワウ

令和６年度、本市ではカワウによる鮎等の水産資源への食害について被害報告があり、令和７年度から鳥獣被害防止計画の対象鳥獣とし、捕獲計画羽数を２０羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	260	260	260
シカ	2,100	2,100	2,100
サル	300	300	300
ハクビシン	300	300	300
カラス	30	30	30
アナグマ	100	100	100
キジバト	20	20	20
ノウサギ	50	50	50
カワウ	20	20	20

捕獲等の取組内容
被害が多発する時期の予察捕獲の実施 ・農作物等の被害を防止するため、イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、カラス、アナグマ、キジバト、ノウサギ、カワウの捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ イノシシ サル	金網柵 2,325m 電気柵 4,395m	金網柵 1,560m 電気柵 4,680m	金網柵 1,000m 電気柵 4,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ イノシシ サル	○適切に維持・管理することで、侵入防止柵の効果継続を図る。 ○鳥獣の居座り・出没があれば、随時追上げ・追払いを行う。	○適切に維持・管理することで、侵入防止柵の効果継続を図る。 ○鳥獣の居座り・出没があれば、随時追上げ・追払いを行う。	○適切に維持・管理することで、侵入防止柵の効果継続を図る。 ○鳥獣の居座り・出没があれば、随時追上げ・追払いを行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

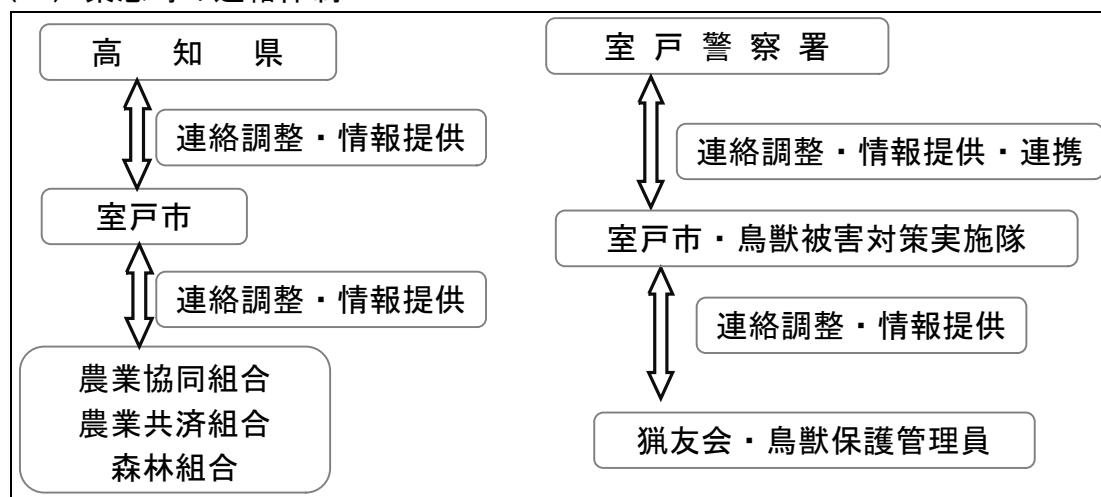
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル ハクビシン カラス アナグマ キジバト ノウサギ カワウ	猟友会及び関係機関と協議を重ね、有効な対策の実現に向けて取り組む。
令和9年度	イノシシ シカ サル ハクビシン カラス アナグマ キジバト ノウサギ カワウ	猟友会及び関係機関と協議を重ね、有効な対策の実現に向けて取り組む。
令和10年度	イノシシ シカ サル ハクビシン カラス アナグマ キジバト ノウサギ カワウ	猟友会及び関係機関と協議を重ね、有効な対策の実現に向けて取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、生息・被害調査
芸東地区猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
芸東森林組合	地域巡回、情報収集・提供
室戸市	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
室戸警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報、駆除
高知県	関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は捕獲者各自が埋設、又は食用として利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	○現状 捕獲者各自の判断で、自家消費している。 ○目標 鳥獣被害対策だけでなく、室戸市内の集落活性化に貢献できる取組として、シカやイノシシを中心に地域の
----	--

	特産物としての有効活用を図る。
ペットフード	○現状 活用していない。 ○目標 鳥獣被害対策だけでなく、室戸市内の集落活性化に貢献できる取組として、有効活用を検討する。
皮革	○現状 活用していない。 ○目標 鳥獣被害対策だけでなく、室戸市内の集落活性化に貢献できる取組として、有効活用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での給餌、学術研究等)	○現状 市内の展覧会で飾り物として展示された以外では、活用していない。 ○目標 鳥獣被害対策だけでなく、室戸市内の集落活性化に貢献できる取組として、有効活用を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエに関わる講習会等のチラシの配付など広報活動の実施。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	室戸市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
室戸市産業振興課	協議会の事務局と、協議会の運営
芸東地区猟友会	有害鳥獣関係の情報提供と捕獲の実施
高知県農業協同組合室戸支所	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供
高知県農業協同組合吉良川支所	
高知県農業協同組合羽根事業所	
芸東森林組合	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供と鳥獣の保護に関する業務の実施
鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣関係の被害状況等の情報提供と被害防止策への協力

室戸市農業委員会	農地情報の提供、被害防止策への協力
----------	-------------------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日:平成26年2月 任期:3年 構成:室戸市職員5名 実施隊が行う被害防止施策:集落点検見回り、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発 事務局:室戸市産業振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許の保持者の高齢化と、新規の狩猟免許取得者の減少により捕獲従事者数が減少しているため、猟友会と対策を協議し後継者対策に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲等をした鳥獣の個人地等への不法投棄や狩猟禁止場所での狩猟などに関する情報が寄せられた場合は関係機関等との情報収集・提供を迅速に行い、地域住民への被害が拡大しないよう努める。
--